

「新たな川づくり」をとめるな！！

尼崎市 細川 ゆう子

淀川水系流域委員会は、今までの「治水」「利水」に「河川環境の整備と保全」「地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入」が、河川法の目的に加わったために、改正河川法にふさわしい「新しい河川整備計画」の策定をめざして設置されました。6年間、河川管理者・流域委員・庶務が、単なる仕事以上の情熱をもって完全に開かれた議論の場を設けてきました。流域委員と河川管理者は、新たな河川整備計画策定のために、真剣な議論を積み重ねました。意見書提出、説明会、住民討論会、委員会への傍聴に多くの住民が参加し、関係者が一丸になって「新たな川づくり」の夢を追ってきました。報道などで知る多くの住民が、真に住民のためになる「新たな川づくり」の実現に期待してきました。

淀川水系流域委員会の休止は、多くの関係者の6年間の努力を水泡に帰すものです。また、洪水が劇的に減り、水道から水が出ない日がほとんどなくなったのと引きかえに、川で泳ぐことができず、川の水を飲むことができず、川で取った魚を食べられないという急激な河川環境の悪化を憂う、多くの住民の「新たな川づくり」への期待を裏切ることになります。しかも、それだけの犠牲を払っても、水害を完全に回避することはできず、都市型水害、異常な降雨によって、むしろ水害の被害額は増大しているのです。

川づくりは変えねばなりません。治水のためにも、利水のためにも、環境のためにも。淀川水系流域委員会の休止は、「新たな川づくり」に踏み出した河川管理者が、その変化を受け容れぬ勢力にひるみ、歩みをとめようとする動きの象徴に過ぎません。大切なのは、河川管理者が勇気を持って「新たな川づくり」の歩みを続けることなのです。

淀川水系流域委員会は、今や「新たな川づくり」の象徴です。休止を撤回することによって、河川管理者は「新たな川づくり」に挑み続ける意思を示すことができるでしょう。川を愛するすべての日本国民にお願いします。河川環境を再生させず、どうして「美しい国 日本」を名づけることができるでしょう。川は、日本人の心のよりどころです。故郷の川のあり方を決めるのは、住民自身でなくてはなりません。

「新たな川づくり」を望む私たちにご同意くださる方は、右ページの抗議文の署名欄にご署名の上、流域委員会庶務（FAX：06-6209-0036）に淀川水系流域委員会への意見書としてご提出ください。ご協力よろしくお願いいたします。

また、E-mailでの抗議文送付をご希望の方は、vr2s-hskw@asahi-net.or.jp 細川までメールをくださるようお願いいたします。また、その他お問い合わせは、06-6493-5991へ、お願いいたします。

2007年1月 日

国土交通省近畿地方整備局
局長 布村明彦 様

署名 _____

河川行政の後退となる淀川水系流域委員会休止は認められない！

2001年に始まった淀川水系流域委員会は、6年間の活動を通じて河川行政に対する画期的な提言を行ってきましたが、ここにきて近畿地方整備局が一方的な休止宣言を出しました。

本当に住民を守る治水とは、必要な利水とは、自然を活かす川づくりとは、という本来の「川と人のかかわり」として議論が深められてきた流域委員会が、重要な諮問課題である河川整備計画にふれないまま休止されようとしています。

休止の理由に挙げられている河川整備計画案策定の遅れは、ひとえに河川管理者の責任です。その上、このような事態に導くことは、これまで6年間にわたって新しい河川法に基づいて築いて来た市民・学識者と近畿地方整備局との連携を、そして河川行政への信頼を大きく損なうものです。

委員会の活動を見守ってきた私たちは、河川管理者がどのような理由を取り繕おうとも、委員会休止を認めることはできません。これまで河川管理者との協力関係のもとに、（やらせではない）私たちの傍聴者発言にも真摯に耳を傾け、議論を重ね、委員自らが自らの言葉で意見書、提言書を書き、活動内容を高めてきた委員会です。今までにない民主的な取組で進められてきたこの委員会は、これからの国づくりにとって、欠かせない貴重な委員会モデルです。一方的な休止宣言は、中央官庁の方針に合わないものは切り捨てるという露骨な政策と言わねばなりません。河川行政を後退させることは絶対に許されません。

今後も公開性、民主性、自立性を担保した委員会が継続するよう、早急にこの休止宣言を撤回し、前回同様に透明性のある手続きで次期委員を選ぶこと、それまでは現委員の任期を延長することを強く求めます。

以 上